

令和 2 年 6 月 30 日現在

機関番号：37102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2019

課題番号：15K03306

研究課題名(和文) 漂流・漂着ごみ対策における行政の役割と法制度に関する研究

研究課題名(英文) A Study on the Role of Government and the Legal System about Marine Litter Problems

研究代表者

宗像 優 (MUNAKATA, Masaru)

九州産業大学・地域共創学部・教授

研究者番号：40435095

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：海洋ごみをめぐる問題は、近年、世界的に取り組むべき喫緊の課題となっている。その解決に向けてより効果的な取組みが求められているなか、行政学とその関連学問分野からアプローチして、漂流・漂着ごみ対策における行政の役割と法制度に関する研究を行った。それにより、河川など内陸部での発生抑制対策により一層取り組むべきこと、震災がれきや災害ごみの漂流、漂着も、海洋ごみ問題と関連づけて研究を進めるべきこと、マイクロプラスチック対策に関して社会科学的な研究を進めるべきことなどが明らかとなった。本研究の成果は、同問題の解決の糸口を探る上で一助になると思われる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

漂流・漂着ごみ問題に関する社会科学的な調査研究が少ないなか、行政学と政治学、法学といった学問分野から研究成果を公にして、社会に発信したことは、学術的な意義があると言える。また、単に、学術論文の公刊や学会、研究会での報告にとどまらず、被害の著しい自治体を訪問して情報の交換や政策的な助言も行い、教育の現場でも研究の成果を還元している点は、社会的な意義があると言える。

研究成果の概要(英文)：The problem of marine litter has become an urgent issue to be addressed worldwide in recent years. While more effective efforts are required to solve the problem, we conducted a study on the role of the government and the legal system about marine litter problem by approaching from administrative science and related academic fields. As a result, it is cleared that further measures are needed to prevent waste of inland, that earthquake debris and disaster debris should be researched in relation to the problem of marine litter, and that scientific research about microplastics should be promoted. The results of this research will help to solve this problem.

研究分野：行政学

キーワード：漂着ごみ 漂流・漂着ごみ 海洋ごみ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 海洋ごみの問題は、例えば、国連環境計画 (UNEP) の地域海計画 (RSP) において、“Key Issues” の一つに掲げられているように、現在、国際的に取り組むべき重要な政策課題の一つとなっている。日本においても、海流や地形などの影響により、大量のごみが海上を漂流し、また海岸に漂着している地域もあり、その結果、海岸機能の低下や漁業への被害、景観の悪化、自然環境の破壊など、多方面にわたって様々な影響が生じている。

(2) これら漂流・漂着ごみによって被害を受ける地方自治体にとって、その対策は、いまや行財政上の取組み課題の一つとなっている。実際、地方自治体は、市民団体や環境 NGO など民間セクターと協力して、海岸清掃をはじめ様々な活動を行っている。

国もこの問題に本格的に取り組んでおり、2006 年には「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」が設置され、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」(2007 年度) や「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業」(2008 年度) などが実施された。そして、2009 年には「海岸漂着物処理推進法」が施行され、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されている(2010 年)。財政上の措置として、例えば「海岸漂着物地域対策推進事業」が「地域グリーンニューディール基金」(2009 年設置) の対象事業の一つとされ、「海ごみ基金」の設置(2012 年) もなされた。現在は、主に、「海岸漂着物等地域対策推進事業」として、国から地方自治体への財政的支援がなされている。

(3) しかしながら、1) 国から地方自治体への財政的支援について、地方自治体が処理費用の一部を負担する仕組みとなっていることや、恒久的な支援ではないこと、2) 国と都道府県、市町村それぞれの役割分担をより一層明確化すべきこと、3) 行政と民間セクターとのよりよい協働のあり方を探ること、4) さらなる発生抑制対策の必要性などが、漂流・漂着ごみによる被害の著しい地方自治体や、この問題に長年取り組む NGO などから指摘されている。

また、東日本大震災により発生した、いわゆる「震災がれき」の問題も、アメリカをはじめ、がれきの漂着先の国での処理対策とも関係して、喫緊に取り組むべき課題となっている。さらには、2015 年の関東・東北豪雨による茨城県内での鬼怒川の堤防決壊など、昨今、集中豪雨により全国各地で河川の氾濫といった自然災害が発生し、それに伴う「災害ごみ」の漂流、漂着も大きな問題となっており、その対策の重要性は増加している。

(4) 漂流・漂着ごみの問題は、各方面にわたって多大な影響が及んでおり、問題解決のための各種の取組みが行われているにもかかわらず、とくに日本においては、この問題を対象とした研究は、自然科学からのものが主流で、社会科学からの調査研究は、依然として少ないのが現状である。

このようななか、研究代表者は、「海岸漂着物の処理対策と行政の危機管理」(科学研究費基盤研究(C) 課題番号 23530178、平成 23~27 年度) とのテーマで、資料の収集、分析と現地調査(自治体等関係機関へのヒアリングと海岸視察)を行って、行政学的な視点から研究を進めてきた。その結果、1) 海岸に漂着するごみだけでなく、漂流ごみなども対象とした研究の必要性、2) 漂流・漂着ごみ問題の解決には、沿岸部での処理対策だけでなく、その排出源の一つとなっている「内陸部」での発生抑制対策こそが不可欠であり、そのための研究を進める必要があること、3) 東日本大震災による「震災がれき」や集中豪雨等自然災害による「災害ごみ」が大きな問題となっている現在、その解決に向けた研究が求められていること、4) 漂流・漂着ごみに関する社会科学的知見が少ないため、とくに法制度も含めた行政学的研究をさらに進めて、この問題の解決の糸口を探ることが必要であること等が明らかとなった。以上が、本研究の開始当初の背景である。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、近年大きな社会問題の一つとして取り上げられている漂流・漂着ごみ問題について、今までの研究の成果をベースにしたうえで、さらに対象を広げ、行政学のほか、政治学や憲法、行政法など近接の学問領域から複眼的な視点で研究を進めて、問題の解決に資する成果を得ることである。本研究の推進により、漂流・漂着ごみ対策に関する一つの方向性を示し、持続可能な社会のあり方に関する研究をさらに発展させることが可能であると思料する。

(2) 本研究の特色は、社会科学の観点から漂流・漂着ごみ問題にアプローチしていることであり、上述のように、行政学とその近接学問領域から研究を進めて、問題解決の糸口を探ることである。また、漂着ごみだけでなく、漂流ごみなど広く「海洋ごみ」を念頭において研究を行うこと、さらに、研究の拠点が、漂流・漂着ごみによる影響がとくに著しい地域(九州、東北、北海道)にあることから、研究成果を地域に還元しやすいことも、特色として挙げられる。

3. 研究の方法

(1) 漂流・漂着ごみの問題は、喫緊に対策をとるべき社会的にきわめて重要なテーマであり、この問題に対して行政学とその近接学問領域から研究を進めるため、研究体制は、研究代表者(行政学)のほか、研究分担者(1名:政治学)、研究協力者(3名:政治学、憲法、行政法)の

計5名で構成される。そして、研究代表者、研究分担者、研究協力者の知見を統合して、4か年で研究を進める。

研究の方法は、資料の収集、分析のみならず、国や地方の関係機関、民間団体等からのヒアリング調査と現地視察が中心となる。

(2)本研究の対象となる漂流・漂着ごみの問題は、複雑かつ多面的な要素を有するものであるため、現研究体制では対処しえない課題が浮上する可能性も否定できない。その際には適宜、当該分野に精通した者からヒアリング等を行うが、それでもなお研究を進めるうえで十分ではない場合には、研究協力者を招聘することも念頭に置いている。

訪問調査先の状況によっては、訪問予定先の変更を余儀なくされること、あるいは研究を進めていく過程で、より有用な訪問調査先を選定する必要がある場合も想定されるが、その際には臨機応変に対応する。

また、訪問先の都合等もあって、研究体制の構成メンバーのスケジュール調整が困難で、全員が参加してヒアリング調査や現地視察を行うことができない場合には、参加できないメンバーから事前に質問事項などを聴取し、ヒアリング調査の際にはそれを確認し、フィードバックを行うて対応する。

4. 研究成果

(1)上述のとおり、文献資料による情報の収集、分析のみならず、国や地方の関係機関、民間団体などから直接ヒアリングを行い、また、現地(海岸等)の状況を視察した。以下に、年度別で研究の成果を記す。なお、本研究課題は、平成27年10月からの追加採択であったことから、研究計画当初とスケジュール等に変更が生じ、また、研究代表者の新学部への異動(平成30年度)に伴う学内業務等の関係から、期間延長(1年間)を行っている。

平成27年度

研究初年度であることもあり、研究体制の構成メンバー全員が、漂流・漂着ごみ問題に関する認識を共有するため、先行研究のほか、環境省「海岸漂着物対策推進会議・専門家会議」資料や、民間団体などの調査・研究報告書等の整理・検討を行った。

そして、「漂流・漂着ごみ対策における行政の役割と法制度」に関する現状と課題を把握するため、関係機関へのヒアリング調査と意見交換、現地視察、資料収集等を行った。具体的には、内陸部での状況を把握するため、平成28年2月に埼玉県に赴き、埼玉県庁にて、河川でのごみの発生抑制対策や「川の国応援団」の取組み状況等についてヒアリング等を行った。また、利根川とその支流にて、河岸でのごみの状況や、除塵機、排水機場を視察した。

3月には、環境省にて、国による取組み状況や、地方自治体への財政的支援の内容、発生抑制対策等について、ヒアリング等を行った。

平成28年度

先行研究や各種の調査・研究報告書等の整理・検討を進めると同時に、前年度に行ったヒアリング調査と現地視察等の結果を整理したうえで、各々の専門分野の視点から、研究を進めた。

そして、関係機関へのヒアリング調査と意見交換、現地視察、資料収集等を行った。具体的には、海洋ごみ問題に長年取り組んでいるNGO(JEAN: Japan Environmental Action Network)を訪れ、海岸漂着物処理推進法施行後の状況や、東日本大震災によるがれきの漂流・漂着問題、内陸部での発生抑制対策、マイクロプラスチック問題等について、ヒアリングと意見交換を行った(東京都、8月)。

9月には、瀬戸内海の状況を把握するため、広島県にて漂流・漂着ごみの状況や対策等についてのヒアリング(広島県庁、福山市役所)と現地視察(芦田川河口、鞆の浦の海岸など)等を行った。

10月には、「海ごみサミット」(三重県)に参加し、国や地方自治体、国内外のNGOによる最新の取組み状況等について情報収集、意見交換を行った。

平成29年2月には、韓国にて海洋ごみ問題の調査、研究、政策提言等を長年行っているNGO(OSEAN: Our Sea of East Asia Network)を訪問し、韓国の海洋ごみ対策の現状と課題、OSEANの活動状況等についてヒアリング等を行い、あわせて統営市内の海岸を視察した(韓国統営市)。

3月には、九州地方の状況を把握するために、熊本県を訪れて、ヒアリング(天草市役所、上天草市役所)と現地視察(天草上島、下島の海岸や漁港)等を行った。

平成29年度

前年度までに行ったヒアリング調査と現地視察等の成果を整理、検討したうえで、各々の専門分野の視点から、研究を進めた。

そして、漂流・漂着ごみ問題の現状と課題を把握するため、関係機関へのヒアリング調査と意見交換、現地視察、資料収集等を行った。具体的には、東北地方の状況を把握するため、宮城県にて漂流・漂着ごみや震災がれきの現状と対策等についてのヒアリング(宮城県庁、七ヶ浜町役場)と現地視察(七ヶ浜町内の海岸、松島湾など)等を行った(8月)。

また、日本離島センターを訪問し、離島における漂流・漂着ごみの現状と課題、海岸漂着物処

理推進法の制定の経緯や同法改正に向けた動向等についてヒアリング等を行った(東京都、9月)。

平成30年2月には、関東地方の状況を把握するため、茨城県を訪問し、漂流・漂着ごみのほか、災害ごみ、湖沼のごみの現状と対策等についてのヒアリング(茨城県庁、常総市役所、土浦市役所)と現地視察(鬼怒川の河岸、大洗港など茨城県内の海岸、霞ヶ浦の湖岸など)等を行った。

そのほか、環境省主催の「災害廃棄物対策に関するシンポジウム」に参加して、災害廃棄物対策の現状と課題、国や地方自治体、民間事業者の取り組み事例等についての情報収集を行った(東京都、12月)。

上記を踏まえて、前年度までに行ったヒアリング調査と現地視察等の成果、そして、研究代表者、研究分担者、研究協力者各々の研究結果を検証して、研究課題をさらに精査するとともに、最終年度に向けた研究上の課題を検討した。

平成30年度

引き続き、漂流・漂着ごみ問題の現状と課題を把握するため、関係機関へのヒアリング調査と意見交換、現地視察、資料収集等を行った。具体的には、平成30年6月に「海岸漂着物処理推進法」が改正されたことを受けて、その過程や改正法の意義、限界等について、漂流・漂着ごみ問題の解決に向けて長年取り組み、同法制定のプロセスにも深く関与したNPO法人パートナーシップオフィスからヒアリングを行い、あわせて現地視察(赤川河口)等を行った(山形県酒田市、8月)。

また、東海地方の状況を把握するため、静岡県を訪問し、漂流・漂着ごみの現状と対策等についてのヒアリング(静岡県庁、静岡市役所)と現地視察(御前崎、清水港、焼津漁港など静岡県内の海岸)等を行った(8月)。

前年度までの研究結果も踏まえて、研究上の成果と課題を整理・検討し、研究代表者、研究分担者、研究協力者各々の専門的観点による研究成果の統合作業を集中的に行った。

平成31年度

前年度に続いて、関係機関へのヒアリング調査と意見交換、現地視察、資料収集等を行った。具体的には、漂流・漂着ごみによる被害の著しい離島の一つである長崎県五島市(福江島)を訪れて、五島市役所のほか、この問題に長年取り組んでいる地元のNPOと、五島市議会議員から、漂流・漂着ごみ問題の現状と課題、解決に向けた取り組み等について、ヒアリング等を行い、また現地視察(福江島内の海岸や漁港)を行った(10月)。

12月には、JEANの主催する「マイクロプラスチック市民調査説明会&海ごみ研修会」に参加し、海洋ごみやプラスチックごみの問題点、問題解決に向けた対策と課題についての意見交換、情報交換等を行うとともに、マイクロプラスチック市民調査の手法と参加の仕方等について説明を受けた(広島市)。

最終年度であることから、研究結果と課題をあらためて整理・検討し、最終的な結論を導き出して研究成果をまとめる作業を行った。

(2)上記のように、文献資料による情報の収集や分析のみならず、国や地方の関係機関、漂流・漂着ごみ問題に長年取り組む民間団体や地方議会議員、さらには外国(韓国)のNGOからのヒアリング調査、現地視察等を中心に研究を行ったが、これらの活動は、本研究を進めるにあたり、非常に有益であった。とくに、漂流・漂着ごみによる被害の著しい地域を中心に、全国各地を訪れて、漂流・漂着ごみの回収・運搬・処分といった、処理の現場である基礎自治体や、広域自治体である県、そしてこの問題の解決に向けて様々な取り組みを行っているNGOなどから、直接話を聞くことで、文献資料からは見えにくい現場の実情を知ることができ、また、海岸をはじめ、河岸など現地を実際に視察することで、漂流・漂着ごみの現状を目の当たりにし、その被害状況等を確認することができた。

これらの調査・研究活動を通じて、地域ごとの特徴や課題、取り組み状況、地域共通の課題等も把握することができた。さらに、「海ごみサミット」や「災害廃棄物対策に関するシンポジウム」等に参加することで、全国各地でこの問題に取り組む団体の活動状況や取り組み事例を知り、また意見交換、情報交換を行うことができた。

(3)このような研究活動を通じて、主に次の点が明らかになった。すなわち、1)漂流・漂着ごみによる被害の著しい地方自治体にとっては、費用負担が非常に大きな問題となっていること、2)国内由来、陸上起源の漂流・漂着ごみの多さが指摘されているなか、漂着ごみの処理という、いわば「対症療法的な対策」だけでなく、「未然防止」の観点から、河川など内陸部での発生抑制対策により一層取り組むべきこと、3)漂流・漂着ごみは沿岸部だけの問題では決してなく、内陸部においても、この問題に関する環境教育と啓発活動を行うことが必要不可欠であること、4)震災がれきや災害ごみの問題も、漂流・漂着ごみ問題と関連づけて、研究を進めるべきこと、5)議員立法により成立した海岸漂着物処理推進法の改正に至る経緯においても、NGO等が深く関与しており、立法過程論的に見て注目に値すべきものであること、6)マイクロプラスチック対策に関して、社会科学的研究を進めるべきことなどである。

上記の点は、各種学術雑誌や学会発表等を通じて公にされている。漂流・漂着ごみ問題に関し

て、とくに日本において、行財政研究や法制度研究などの社会科学的な研究が十分に蓄積されているとはいえないが、本研究による成果は、同問題の解決の糸口を探るうえで一助になるものと思われる。

(4) 今日、国際社会において、海洋ごみ問題は、ますます重要なテーマとなっている。例えば、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals)の一つに、「海の豊かさを守ろう」が掲げられており(目標14)、これは「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」のテーマのもと、10個のターゲットから構成されている。

また、G7サミットやG20サミット等において、毎年のように海洋ごみ問題が取り上げられている。2015年のG7エルマウ・サミット首脳宣言において、海洋ごみ問題は世界的な課題であり、その解決に向けて対処すべき旨が記されたことをはじめ、G20ハンブルク・サミット(2017年)では「海洋ごみに対するG20行動計画」の立ち上げが合意され、G7シャルルボア・サミット(2018年)では「海洋プラスチック憲章」が採択された。さらに、2019年のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減させるという内容の「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されている。

そして、フランスで「レジ袋配布禁止、2020年からプラスチック容器等の販売禁止」(2016年)、アメリカ・カリフォルニア州で「プラスチック製ストローの提供原則禁止」(2018年)、イギリスで「プラスチック製ストロー等の2019年からの廃止」(2018年)が発表されるなど、各国でプラスチックごみ対策が取られている。

日本においても、国際的な動向等も踏まえて、海岸漂着物処理推進法の改正(2018年)や、同法改正を受けた「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の変更の閣議決定(2019年)、「プラスチック資源循環戦略」の策定(2019年)など、海洋ごみ対策が進展しつつある。そして、沿岸部だけでなく、内陸部の地方自治体においても、海洋ごみ問題を念頭に置いた「プラスチックごみゼロ宣言」を行うところが増えてきている。

今後は、国内の状況はもちろんのこと、国際社会の動向や、諸外国の取組み事例、法制度等の研究とあわせて、海洋プラスチックごみ対策に関する総合的な学術研究のさらなる発展が待たれよう。

(5) その他、研究成果の教育現場への還元の一環として、例えばゼミナール(九州産業大学宗像ゼミナール)において、次のような活動を行った。すなわち、1)自然保護団体の実施する海岸清掃活動への参加(福岡市東区、毎月随時)、2)世界各地の海や川などの水辺で、同じ時期に同じ方法で拾ったごみを調査し、そのデータを共有する国際的な活動「国際海岸クリーンアップ」(ICC: International Coastal Cleanup)への参加(福岡市東区、毎年10月)、3)ゼミナール研修旅行の際の海岸清掃と漂流・漂着ごみ問題に関する市役所でのヒアリング(平成27年長崎県南島原市、平成28年大分県豊後高田市、平成29年山口県萩市、平成30年大分県国東市)、4)九州産業大学経済学部研究発表会における、漂流・漂着ごみに関する研究発表と、九州産業大学経済学部『地域づくりに関連する実践的な経済教育事業報告書』への研究成果の掲載(毎年度)である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 浅野一弘	4. 巻 46号
2. 論文標題 危機時における災害廃棄物をめぐる現状と課題 - 茨城県常総市役所でのヒアリング調査を中心に -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 札幌大学総合論叢	6. 最初と最後の頁 1-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高野恵亮	4. 巻 9号
2. 論文標題 (研究ノート) 海岸漂着物処理推進法改正に寄せて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 臨床政治研究	6. 最初と最後の頁 53-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横大道聡=和泉田保一	4. 巻 70・71合併号
2. 論文標題 (資料) マイクロプラスチック規制の国際動向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政論叢 (山形大学)	6. 最初と最後の頁 263-295
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 宗像優
2. 発表標題 海洋ごみ対策の現状と課題
3. 学会等名 九州産業大学景観研究センター 2018年度後期景観セミナー / レクチャーシリーズ「感覚とそれを超えるもの」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 宗像優
2. 発表標題 日本の環境政策 海洋ごみ対策を中心に
3. 学会等名 日本臨床政治学会2019年度長崎大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高野恵亮
2. 発表標題 環境政治をめぐる議員立法
3. 学会等名 日本臨床政治学会2016年度全国大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 高野恵亮
2. 発表標題 環境政治と議員立法
3. 学会等名 日本政治学会2016年度研究大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 高野恵亮
2. 発表標題 わが国における海洋ごみ問題をめぐる法政策 - 海岸漂着物処理推進法の成立と改正を中心に -
3. 学会等名 関西公共政策研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 宗像優（編）	4. 発行年 2016年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 367
3. 書名 『環境政治の展開』	

1. 著者名 高野恵亮（共著）	4. 発行年 2016年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 367（3-46）
3. 書名 『環境政治の展開』（第1章「環境政策と議員立法」）	

1. 著者名 和泉田保一（共著）	4. 発行年 2016年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 367（133-181）
3. 書名 『環境政治の展開』（第4章「環境問題と市民参加」）	

1. 著者名 宗像優（共著）	4. 発行年 2016年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 367（283-323）
3. 書名 『環境政治の展開』（第7章「海洋ごみ問題をめぐる政治・行政の対応」）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

宗像優「海洋漂着ごみの現状と必要な対策」福岡工業大学附属城東高等学校令和元年度環境集会環境講演会(2019年9月)。
 浅野一弘「漂着ごみは、どうしてでるの？」食・みどり・水を守る道民の会総会(2019年12月)。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	浅野 一弘 (ASANO Kazuhiro) (20336986)	札幌大学・地域共創学群・教授 (30102)	
研究協力者	和泉田 保一 (IZUMIDA Yasuichi) (60451655)	山形大学・人文社会科学部・准教授 (11501)	
研究協力者	高野 恵亮 (TAKANO Keisuke) (20825541)	大阪市立大学・大学院都市経営研究科・教授 (24402)	
研究協力者	横大道 聡 (YOKODAI DO Satoshi) (40452924)	慶応義塾大学・法務研究科・教授 (32612)	